

現行の盲・聾・養護学校の教員免許課程において 所要資格を得ている者について

現行の盲・聾・養護学校の教員免許課程において、法令に定める基礎資格を有し、かつ、最低修得単位数を修得した者（この場合、「所要資格を得ている者」という）で、当該学校の教員免許状を取得していない者については、平成19年3月31日までに当該教員免許状を取得しない限り、その所要資格を失うこととなります。

よって、各大学においては、既卒者及び在学者のうち「所要資格を得ている者」で当該学校の教員免許状を取得していない者（以下の（参考3）に該当）に対して、周知徹底をお願いいたします。

（参考1）既に、盲・聾・養護学校教員免許状を有している者について

（現行の教員免許状の種類）

（平成19年度より有することみなされる教員免許状の種類）

盲学校教員免許状	特別支援学校教員免許状（視覚障害者に関する教育の領域）
聾学校教員免許状	特別支援学校教員免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）
養護学校教員免許状	特別支援学校教員免許状（知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）

（参考2）現在、盲・聾・養護学校の教員免許課程に在学し、当該課程を卒業するまでに、その所要資格を得て、当該学校の教員免許状の取得予定者について

（平成19年3月31日に、以下の教員免許課程に在学している者）

（平成19年度以降に取得できる教員免許状の種類）

盲学校教員免許課程	特別支援学校教員免許状（視覚障害者に関する教育の領域）
聾学校教員免許課程	特別支援学校教員免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）
養護学校教員免許課程	特別支援学校教員免許状（知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）

（参考3）既に、盲・聾・養護学校の教員免許状の所要資格を得ている者で、平成19年3月31日までに、当該学校の教員免許状を取得しなかった者について

（平成19年3月31日までに、以下の教員免許状の
所要資格を得ている者）

（平成19年度より有する教員免許状）

盲学校教員免許状	なし
聾学校教員免許状	なし
養護学校教員免許状	なし

改正法に基づく所要資格を得なければ、教員免許状を取得できない。